PICTET
1805

ピクテ・ゴールド
（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／その他資産(商品)

投資信託説明書（請求目論見書）

2026.10.16

ピクテ・ジャパン株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本目論見書により行う「ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2026年10月15日に関東財務局長に提出しており、2026年10月16日にその届出の効力が生じております。

発　行　者　名	：	ピクテ・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　萩野　琢英
本店の所在の場所	：	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

目　次

第一部【証券情報】 1

第二部【ファンド情報】 3

第１【ファンドの状況】 3

１【ファンドの性格】 3

２【投資方針】 6

３【投資リスク】 8

４【手数料等及び税金】 12

５【運用状況】 14

第２【管理及び運営】 17

１【申込(販売)手続等】 17

２【換金(解約)手続等】 18

３【資産管理等の概要】 19

４【受益者の権利等】 20

第３【ファンドの経理状況】 21

１【財務諸表】 23

２【ファンドの現況】 33

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 33

第三部【委託会社等の情報】 35

第１【委託会社等の概況】 35

１【委託会社等の概況】 35

２【事業の内容及び営業の概況】 35

３【委託会社等の経理状況】 35

４【利害関係人との取引制限】 60

５【その他】 60

＜添付＞

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)
(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社であるピクテ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
なお、ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

５兆円※を上限とします。
※受益権１口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。
※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権口数で除した金額で、ファンドにおいては１万口当たりの価額で表示しています。基準価額は、組入れた有価証券等の値動きにより日々変動します。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。
基準価額は、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。
また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ゴールドあり」)。

(5)【申込手数料】

2.2%(税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を発行価格に乗じて得た額とします。
※詳しくは、販売会社にてご確認ください。
申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額が加算されます。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。
※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める１円または１口(当初元本１口=１円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。
自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。
※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2026年10月16日から2027年４月15日までとします。
なお、申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本支店等において申込みの取扱いを行います。販売会社については、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)までお問い合わせください。

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに申込代金(申込金額(発行価格×申込口数)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額)を支払うものとします。各取得申込受付日の発行価額の総額は追加信託の行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください(販売会社については、「(８)申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください)。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。
信託金の限度額は３兆円です。

② ファンドの商品分類※は、追加型投信／海外／その他資産(商品)です。
※一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

＜商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産
		その他資産(商品)
		資産複合

＜属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	**年１回**			
大型株		グローバル	ファミリー	**あり**
中小型株	年２回	日本	ファンド	**(フルヘッジ)**
債券		**北米**		
一般	年４回	欧州		
公債		アジア		
社債	年６回(隔月)	オセアニア		
その他債券		中南米		
クレジット属性	年12回(毎月)	アフリカ		
不動産投信		中近東(中東)	**ファンド**	
その他資産	日々	エマージング	**・オブ・**	
(投資信託証券			**ファンズ**	なし
(商品))	その他			
資産複合				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜ファンドが該当する商品分類の定義＞

商品分類		定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	その他資産(商品)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産(商品)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜ファンドが該当する属性区分の定義＞

属性区分		定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (商品))	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファンド・オブ・ファンズ方式による投資信託証券)を通じて、主として商品に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ ファンズ	一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、商品を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のインターネット・ホームページ(https://www.imaj.or.jp/)で閲覧できます。

③ ファンドの特色

a 実質的に金に投資します

○投資信託証券への投資を通じて、金の現物に投資し、米ドル建ての金価格の値動きを概ねとらえることを目指します。

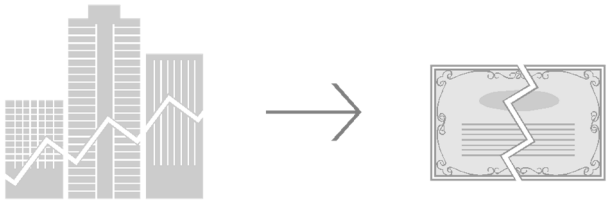
(注)為替ヘッジコスト等により乖離が生じることが想定されます。

○投資先ファンドにおいて、主に金の現物に投資を行います。

世界的に普遍的な価値が認められている「金」

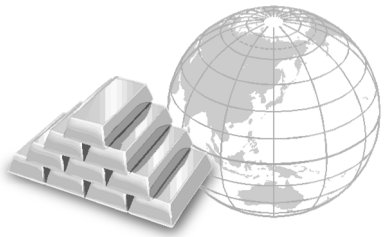
「金」はそのもの自体に価値を持ちます。例えば債券は、お金を貸した相手(発行企業や発行国等)が破綻した場合、貸したお金を返してもらえないリスクがありますが、発行元が存在しない「金」は、誰の信用も必要としません。また、何千年もの歴史を持つ「金」は、その長い歴史のなかで一度も無価値になったことがありません。

――― 債券 ―――



企業の倒産や国の財政状況などにより価値がなくなる可能性がある

――― 金 ―――



永遠の資産価値を持つ

※上記はあくまでもイメージ図です。

(注)ファンドでは金の現物への直接投資は行いません。

b 原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります

○外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図ります。

○米ドル建ての投資信託証券への投資を通じ金に投資するとともに、米ドル売り／円買いの取引を行い為替ヘッジを行います。

c 年１回決算を行います

○毎年７月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

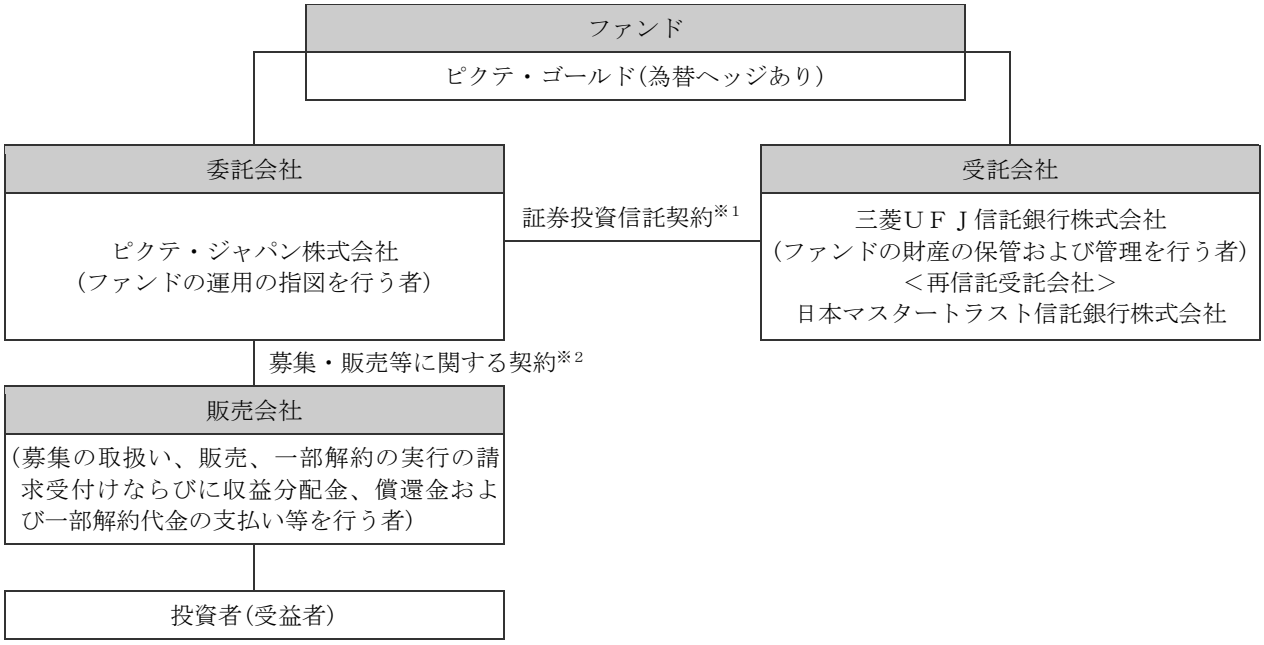
※資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2011年12月28日　信託契約締結、ファンドの設定および運用開始
2016年７月29日　投資信託約款の変更により主要投資対象、決算日およびファンドの名称等を変更
2019年10月16日　投資信託約款の変更によりファンドの名称を変更

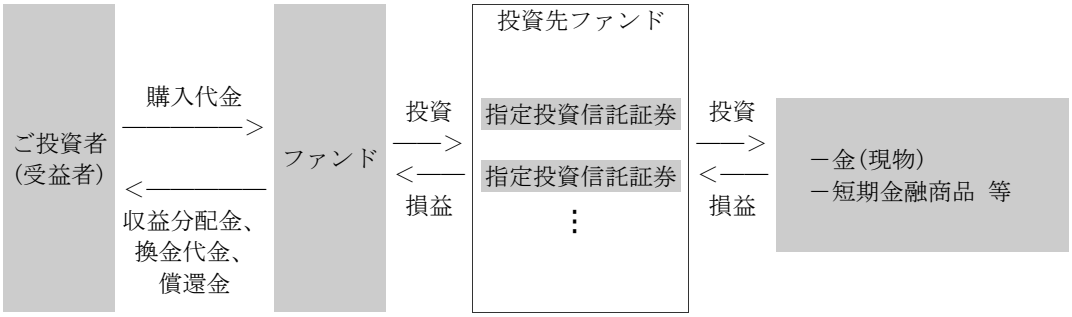
（3）【ファンドの仕組み】

①　委託会社およびファンドの関係法人



※１　ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
※２　販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

○ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、指定投資信託証券として後記に掲げる各投資信託を主要投資対象とします。金の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。各指定投資信託証券の概要につきましては、後記をご覧ください。



②　委託会社の概況(2026年７月末日現在)

・資本金：２億円
・沿　革：1981年　ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
1986年　ピクテジャパン株式会社設立
1987年　投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
1997年　ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
1997年　投資信託委託業務の免許取得
2011年　大阪事務所開設
2022年　ピクテ・ジャパン株式会社に社名変更
現在に至る

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アセット・マネジメント・ホールディング・エス・エイ	スイス連邦　1227　ジュネーブ　カルージュ　アカシア通り60	普通株式　800株 Ａ種優先株式　763株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

② 投資態度

a 投資信託証券への投資を通じて、実質的に金に投資します。

b 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

c 金の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

d 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図ります。

e 投資対象とする投資信託証券は、その投資信託において、デリバティブ取引(金融商品取引法第２条第20項に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引による運用が、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、あるいは投資信託に属する資産または負債に係る価格変動等により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的で行われるものを選定します。

f 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

③ ファンドは、主に金に投資する投資信託および元本の安定性の確保を目的とする投資信託の受益証券または投資証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(ａ)有価証券

(ｂ)金銭債権((ａ)および(ｃ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

(ｃ)約束手形((ａ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

b 次に掲げる特定資産以外の資産

(ａ)為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

a 短期社債等

b コマーシャル・ペーパー

c 外国または外国の者の発行する証券または証書で、ａおよびｂの証券または証書の性質を有するもの

d 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

a 預金

b 指定金銭信託(金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

c コール・ローン

d 手形割引市場において売買される手形

④ ②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他

a 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

⑥ 指定投資信託証券の概要

指定投資信託証券は、主に金に投資する投資信託および元本の安定性の確保を目的とする投資信託の受益証券または投資証券とし、2026年10月15日現在は以下のとおりとします。なお、指定投資信託証券は委託者により適宜見直され、前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。また、以下の各指定投資信託証券の内容は今後変更となる場合があります。

a ピクテ(ＣＨ)プレシャス・メタル・ファンド - フィジカル・ゴールド クラスＩ ＵＳＤ受益証券

形態／表示通貨	スイス籍外国投資信託／米ドル建て
主な投資方針	・主に金に投資することにより金価格の変動から得られる収益の獲得機会を投資家に提供することを目的とします。 ・当該投資先ファンドにかかる費用を控除した金価格の動きに連動することを目指します。

関係法人	管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ 保管受託銀行、支払事務代行会社：バンク・ピクテ・アンド・シー・エス・エイ 計算事務代行会社：ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬等合計：純資産総額の年率0.25%(上限) (内訳、その他の費用につきましては後記「４手数料等及び税金　(３)信託報酬等および(４)その他の手数料等」をご覧ください。)
決算日	毎年９月30日

※本書において上記ファンドを「フィジカル・ゴールド・ファンド」という場合があります。

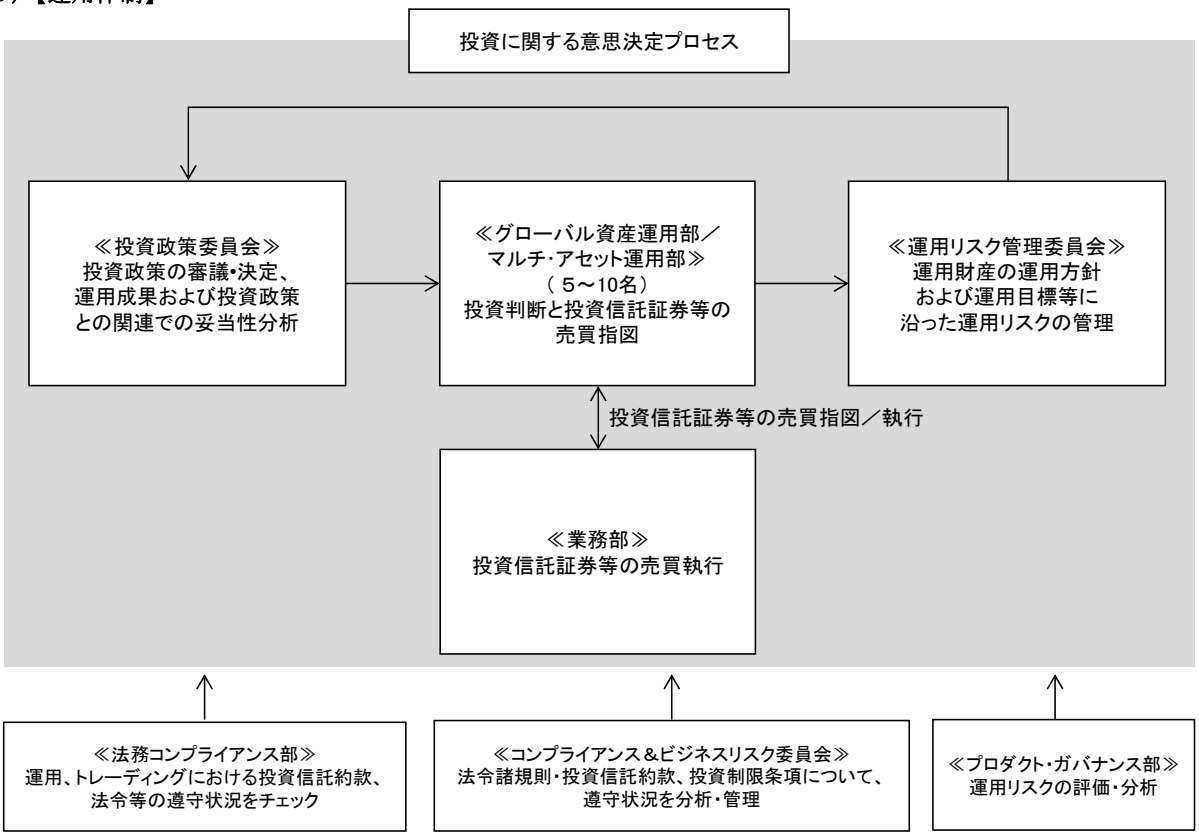
b　ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ投資証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国投資法人／円建て
主な投資方針	・円建てでの高水準の元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とします。 ・短期金融商品等に投資します。 ・投資する証券の発行体の信用格付は、Ａ２／Ｐ２以上とします。
関係法人	管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ 保管受託銀行：バンク・ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エイ・ジー　ルクセンブルグ支店 名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社：ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬、サービス報酬、保管受託銀行報酬および販売関連費用の合計：純資産総額の年率0.3%(上限) (その他の費用につきましては後記「４手数料等及び税金」をご覧ください。)
決算日	毎年９月30日

※本書において上記ファンドを「ショートタームＭＭＦ　ＪＰＹ」という場合があります。

c　金融商品取引所(金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。)に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます)

(３)【運用体制】



・投資政策委員会において、投資政策が審議・決定されます。
・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部において、運用・トレーディングの状況、資産の組入れの状況ならびに投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス＆ビジネスリスク委員会において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。プロダクト・ガバナンス部において、運用リスクの評価・分析を行い、運用リスク管理委員会において、運用財産の運用方針および運用目標等に沿って運用リスクの管理が行われます。投資政策委員会におい

ては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

※運用体制は、今後変更される場合があります。

（4）【分配方針】

① 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
a 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
b 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
c 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
a 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
b 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
④ ファンドの決算日
毎年７月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
⑤ 収益分配金のお支払い
収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。
「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

① 投資信託証券への投資割合(投資信託約款)
制限を設けません。
② 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資(投資信託約款)
行いません。
③ 外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款)
制限を設けません。
④ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。また、一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑤ 資金の借入れ(投資信託約款)
a 委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
b 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
c 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

① 基準価額の変動要因

a 金の価格変動リスク

・ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動の影響を受けます。

・金の価格は、金の需給の変化や為替レート・金利の変動等の要因により変動します。金の需給は、政治・経済的的事由、技術発展、資源開発、生産者や企業の政策、政府の規制・介入、他の金融・商品市場や投機資金の動向等の要因で変動します。

b 為替に関する留意点

・組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

c 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

・解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

② その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

・スイスもしくはロンドンの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の午後休業日または12月24日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

・金融商品取引所および商品市場等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

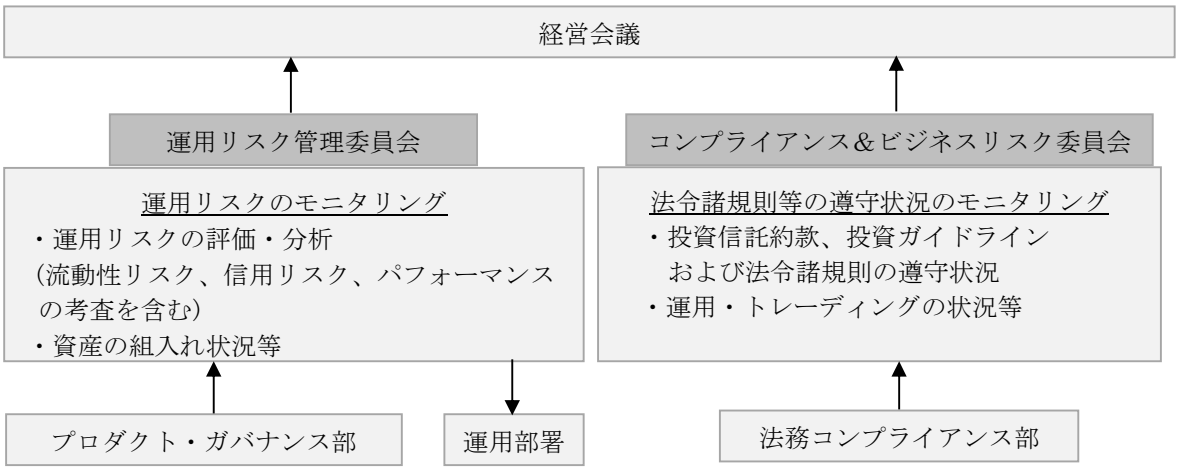
(２)リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

○ファンドの運用におけるリスクの評価・分析(流動性リスク、信用リスク、パフォーマンスの考査を含みます。)および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署とは異なる部署で行います。

○モニタリングの結果は、上記部署により定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス＆ビジネスリスク委員会へ報告されるとともに、必要に応じて経営会議へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ社内規程に定められた緊急時対応の要請や問題改善の指示または提案等を行います。

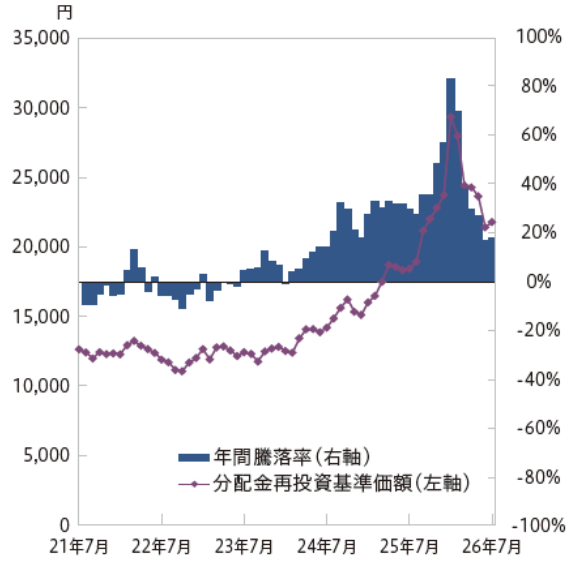
＜リスクの管理体制図＞



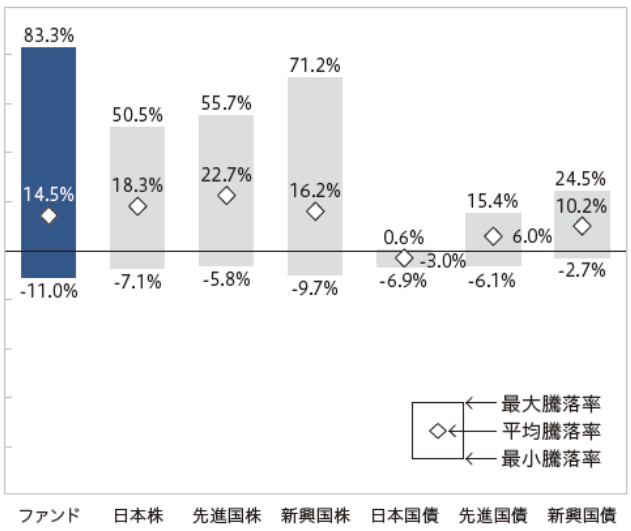
※リスクの管理体制は、今後変更される場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率
および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※
（2021年8月～2026年7月）



上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

（注）「分配金再投資基準価額」とは、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なります。

※ 対象期間の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

＜各資産クラスの指数＞

日 本 株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株	MSCIコクサイ指数（税引前配当込み、円換算）
新興国株	MSCIエマージング・マーケット指数（税引前配当込み、円換算）
日本国債	NOMURA-BPI国債
先進国債	FTSE世界国債指数（除く日本、円換算）
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算）

（海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。）

上記各指数について

■東証株価指数（TOPIX）（配当込み）：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）に帰属します。JPXは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。JPXは同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 ■MSCIコクサイ指数（税引前配当込み）：MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■MSCIエマージング・マーケット指数（税引前配当込み）：MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■NOMURA-BPI国債：NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。■FTSE世界国債指数（除く日本）：FTSE世界国債指数（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 ■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

2.2%(税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を発行価格に乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。

申込手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払う手数料です。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.539%(税抜0.49%)の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

<信託報酬の配分(税抜)および役務の内容>

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.15%	年率0.3%	年率0.04%
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

上記の信託報酬は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

<指定投資信託証券に係る報酬>

フィジカル・ゴールド・ファンド

管理報酬:純資産総額の年率0.17%(上限)

管理事務報酬:純資産総額の年率0.02%(上限)

保管受託銀行報酬:純資産総額の年率0.06%(上限)

ショートタームMMF　JPY

管理報酬、サービス報酬、保管受託銀行報酬および販売関連費用の合計:純資産総額の年率0.3%(上限)

※上場投資信託証券につきましては銘柄毎に異なります。上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。

ファンドの信託報酬率に投資先ファンドに係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、最大年率0.789%(税抜0.74%)程度となります。

(注)組入上場投資信託証券により変動する場合がありますが上記最大年率を超えないものとします。2026年7月末日現在の組入状況および投資先ファンドにおいて適用されている報酬率に基づいた試算値は、年率0.76%(税込)程度です。

ただし、この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報その他法令により必要とされる書類等の作成、届出、交付、提供に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.055%(税抜0.05%)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。

ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。また、フィジカル・ゴールド・ファンドについては、申込み・買戻し時に取引コスト相当額が申込価格に付加または買戻価格から控除され、当該ファンドの信託財産に留保されます。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金・監督当局に対する年次費用、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資信託の信託財産から支払われることがあります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益（法人の受益者の場合は、個別元本超過額）が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

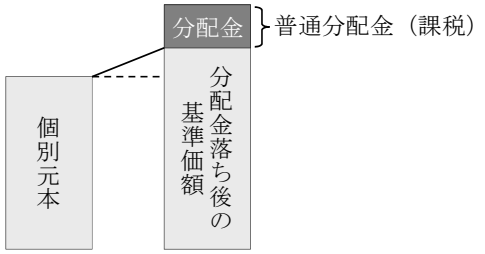
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＜収益分配金の課税＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い（配当所得）となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

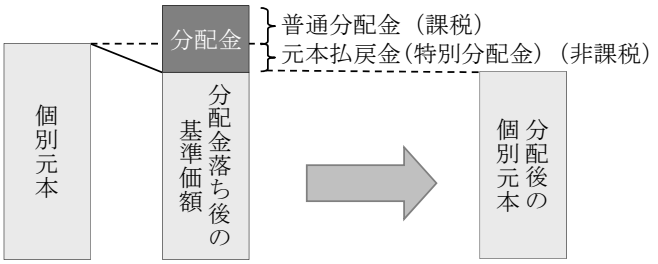
＜イメージ図＞



② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③ なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜イメージ図＞



＜個別元本について＞

① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（元本払戻金（特別分配金）については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください）。

＜解約時および償還時の課税＞

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象（譲渡所得とみなされます。）となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

＜個人の受益者に対する課税＞

① 収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます)。

② 解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、以下のとおりとなります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

期間	税率
2026年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）
2027年１月１日以降	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.165%、防衛特別所得税0.15%および地方税５%）

＜法人の受益者に対する課税＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
2026年12月31日まで	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）
2027年１月１日以降	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.165%および防衛特別所得税0.15%）

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2026年７月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2025年7月16日～2026年7月15日)におけるファンドの総経費率(年率換算)は以下のとおりです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.76%	0.54%	0.22%

※ファンドについては、対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用については、その他費用(②)に含めています。なお、ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

５【運用状況】

以下の運用状況は2026年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	スイス	202,413,710,500	98.71
投資証券	ルクセンブルグ	24,843,422	0.01
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	2,614,131,521	1.27
合計(純資産総額)		205,052,685,443	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	―	4,781,482,810	2.33
	売建	―	205,846,735,376	△100.39

（注）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	スイス	投資信託受益証券	ピクテ（ＣＨ）プレシャス・メタル・ファンドー フィジカル・ゴールド　クラスＩ　ＵＳＤ	3,184,208.9104	63,024.74	200,683,941,230	63,567.97	202,413,710,500	98.71
2	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテーショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ クラスＩ	246.5783	100,701.02	24,830,686	100,752.67	24,843,422	0.01

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.71
投資証券	0.01
合計	98.73

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約取引	米ドル	買建	29,950,026.59	4,870,182,509	4,781,482,810	2.33
	米ドル	売建	1,289,373,075.87	207,506,527,628	205,846,735,376	△100.39

（注）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】
2026年7月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第56期末　（2017年 7月18日）	7,993	7,993	7,948	7,948
第57期末　（2018年 7月17日）	9,873	9,873	7,752	7,752
第58期末　（2019年 7月16日）	21,861	21,861	8,474	8,474
第59期末　（2020年 7月15日）	43,456	43,456	10,472	10,472
第60期末　（2021年 7月15日）	73,818	73,818	10,414	10,414
第61期末　（2022年 7月15日）	61,034	61,034	9,542	9,542
第62期末　（2023年 7月18日）	79,835	79,835	10,242	10,242
第63期末　（2024年 7月16日）	84,770	84,770	11,883	11,883
第64期末　（2025年 7月15日）	145,567	145,567	15,471	15,471
第65期末　（2026年 7月15日）	204,871	204,871	17,863	17,863
2025年 7月末日	145,476	—	15,214	—
8月末日	152,948	—	15,625	—
9月末日	176,908	—	17,473	—
10月末日	193,841	—	18,169	—
11月末日	203,937	—	18,827	—
12月末日	217,134	—	19,578	—
2026年 1月末日	278,426	—	24,227	—
2月末日	269,915	—	23,101	—
3月末日	236,301	—	20,149	—
4月末日	235,699	—	20,044	—
5月末日	227,485	—	19,506	—
6月末日	203,322	—	17,675	—
7月末日	205,052	—	17,982	—

（注）純資産総額は百万円未満切捨て。分配付きは、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第56期	2016年 7月16日～2017年 7月18日	0円
第57期	2017年 7月19日～2018年 7月17日	0円

第58期	2018年 7月18日～2019年 7月16日	0円
第59期	2019年 7月17日～2020年 7月15日	0円
第60期	2020年 7月16日～2021年 7月15日	0円
第61期	2021年 7月16日～2022年 7月15日	0円
第62期	2022年 7月16日～2023年 7月18日	0円
第63期	2023年 7月19日～2024年 7月16日	0円
第64期	2024年 7月17日～2025年 7月15日	0円
第65期	2025年 7月16日～2026年 7月15日	0円

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第56期	2016年 7月16日～2017年 7月18日	△10.80
第57期	2017年 7月19日～2018年 7月17日	△2.47
第58期	2018年 7月18日～2019年 7月16日	9.31
第59期	2019年 7月17日～2020年 7月15日	23.58
第60期	2020年 7月16日～2021年 7月15日	△0.55
第61期	2021年 7月16日～2022年 7月15日	△8.37
第62期	2022年 7月16日～2023年 7月18日	7.34
第63期	2023年 7月19日～2024年 7月16日	16.02
第64期	2024年 7月17日～2025年 7月15日	30.19
第65期	2025年 7月16日～2026年 7月15日	15.46

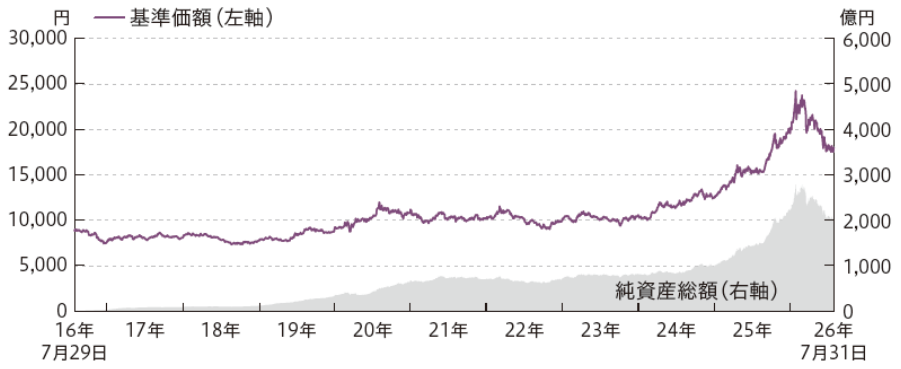
（注）収益率の計算方法：（計算期間末の基準価額（分配付き）－前計算期間末の基準価額（分配落ち））÷前計算期間末の基準価額（分配落ち）×100

（4）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第56期	12,085,818,524	2,117,237,956
第57期	8,974,036,924	6,293,974,376
第58期	16,694,855,403	3,635,291,871
第59期	41,536,924,251	25,837,615,878
第60期	53,465,684,163	24,080,132,037
第61期	19,742,311,836	26,657,309,635
第62期	31,751,714,564	17,770,108,153
第63期	18,825,113,999	25,437,881,353
第64期	45,083,872,827	22,330,968,242
第65期	50,533,111,770	29,934,642,540

＜参考情報：運用実績＞　(2026年７月31日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、運用管理費用（信託報酬）控除後です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
第1期～第60期(計)	1,878円
第61期　22年 7月	0円
第62期　23年 7月	0円
第63期　24年 7月	0円
第64期　25年 7月	0円
第65期　26年 7月	0円
直近1年間　累計	0円
設定来　累計	1,878円

※2016年7月29日付でファンドの決算日を毎月決算から年1回決算へ変更するとともに収益分配方針を変更しました。

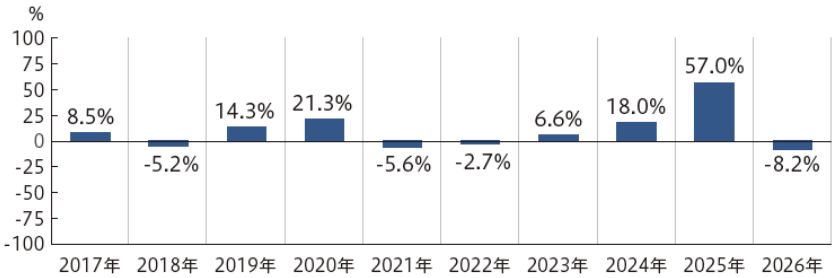
主要な資産の状況

資産別構成比

	資産名	構成比
1	フィジカル･ゴールド･ファンド	98.7%
2	ショートタームMMF　JPY	0.0%
3	コール･ローン等、その他	1.3%

※コール･ローン等、その他には、為替ヘッジの評価損益等が含まれるため、評価損が大きい場合マイナスになることがあります。

年間収益率の推移



※2026年は7月31日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込(販売)手続等】

＜申込手続き＞

・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、スイスもしくはロンドンの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の午後休業日または12月24日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。

・原則として、取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法で申込みください。
・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の２コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。
・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約※」を締結していただきます。
・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約※」を締結することができる場合があります。
※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
・金融商品取引所および商品市場等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

＜申込単位＞
・販売会社が定める１円または１口(当初元本１口=１円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。
・自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。
※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

＜発行価格＞
・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜申込手数料＞
・2.2%(税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を発行価格に乗じて得た額とします(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます)。
※詳しくは、販売会社にてご確認ください。

＜払込期日、払込取扱場所＞
・申込代金は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに当該販売会社へお支払いください。

２【換金(解約)手続等】

＜換金手続き(解約請求)＞
・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める１口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては１円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。ただし、スイスもしくはロンドンの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の午後休業日または12月24日においては、解約請求の受付けは行いません。
・原則として、解約請求に係る販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
・解約請求を行う受益者は、そのの口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
・金融商品取引所および商品市場等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

＜解約価額＞
・解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額については、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日

の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ゴールドあり」)。

＜解約手数料＞

・ありません。

＜信託財産留保額＞

・ありません。

＜解約代金のお支払い＞

・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して７営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

＜大口解約の制限＞

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価※して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は１万口当たりに換算した価額で表示しています。

※ファンドの主要投資対象である外国投資信託証券については原則として計算時において知りうる直近の日の１口当たり純資産価格で評価します。

②　基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

③　基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ゴールドあり」)。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2011年12月28日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(５)その他　①ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年７月16日から翌年７月15日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2012年１月16日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①　ファンドの償還

ａ　委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｂ　委託会社は、ａの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｃにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　ｂからｄまでの規定は、委託会社がファンドの信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｂからｄま

でに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

f　委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。

g　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「②　投資信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

h　受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②　投資信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　投資信託約款の変更等

a　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b　委託会社は、ａの事項(ａの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、ａの併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c　ｂの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、ｃにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

e　書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

f　ｂからｅまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g　ａからｆまでの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③　反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

④　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤　運用状況に係る情報の提供

a　委託会社は、毎決算時および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項に係る情報(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第２項に定める情報をいいます。)をファンドに係る知れている受益者に提供します。

b　委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める情報を、委託会社のホームページ(https://www.pictet.co.jp)に掲載します。ただし、受益者から書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

⑥　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦　関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了３ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係

る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。
「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権
受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。
償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して５営業日目までの日)から受益者に支払われます。
償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）受益権の一部解約の実行請求権
受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。
一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して７営業日目から支払われます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第65期計算期間（2025年 7月16日から2026年 7月15日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026 年 9 月 18 日

ピクテ・ジャパン株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久保　直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)の 2025 年 7 月 16 日から 2026 年 7 月 15 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)の 2026 年 7 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ピクテ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ピクテ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1【財務諸表】

ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第64期 [2025年 7月15日現在]	第65期 [2026年 7月15日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	1,033,369	768,851
コール・ローン	2,546,617,875	8,800,101,420
投資信託受益証券	146,926,621,697	204,335,532,372
投資証券	24,703,533	24,830,686
派生商品評価勘定	19,872,973	1,235,720,531
未収利息	24,419	204,933
流動資産合計	149,518,873,866	214,397,158,793
資産合計	149,518,873,866	214,397,158,793
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,142,599,243	8,036,757,553
未払解約金	473,686,723	843,334,598
未払受託者報酬	27,264,298	52,592,851
未払委託者報酬	306,723,214	591,669,473
その他未払費用	1,513,006	1,435,598
流動負債合計	3,951,786,484	9,525,790,073
負債合計	3,951,786,484	9,525,790,073
純資産の部		
元本等		
元本	94,088,673,025	114,687,142,255
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	51,478,414,357	90,184,226,465
（分配準備積立金）	34,139,842,911	37,403,928,799
元本等合計	145,567,087,382	204,871,368,720
純資産合計	145,567,087,382	204,871,368,720
負債純資産合計	149,518,873,866	214,397,158,793

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第64期 自　2024年 7月17日 至　2025年 7月15日	第65期 自　2025年 7月16日 至　2026年 7月15日
営業収益		
受取利息	8,803,971	38,060,163
有価証券売買等損益	34,849,157,124	33,768,000,910
為替差損益	△5,438,973,244	△11,796,165,637
営業収益合計	29,418,987,851	22,009,895,436
営業費用		
受託者報酬	48,334,140	93,344,577
委託者報酬	543,758,889	1,050,126,323
その他費用	4,007,782	3,503,201
営業費用合計	596,100,811	1,146,974,101
営業利益又は営業損失（△）	28,822,887,040	20,862,921,335
経常利益又は経常損失（△）	28,822,887,040	20,862,921,335
当期純利益又は当期純損失（△）	28,822,887,040	20,862,921,335
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,536,142,393	9,486,534,112
期首剰余金又は期首欠損金（△）	13,435,096,304	51,478,414,357
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,590,116,371	46,004,032,237
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,590,116,371	46,004,032,237
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,833,542,965	18,674,607,352
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,833,542,965	18,674,607,352
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	51,478,414,357	90,184,226,465

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについてはそれに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第64期 2025年 7月15日現在	第65期 2026年 7月15日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

	第64期 2025年 7月15日現在	第65期 2026年 7月15日現在
1． 元本の推移		
期首元本額	71,335,768,440円	94,088,673,025円
期中追加設定元本額	45,083,872,827円	50,533,111,770円
期中一部解約元本額	22,330,968,242円	29,934,642,540円
2． 受益権の総数	94,088,673,025口	114,687,142,255口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第64期 自 2024年 7月17日 至 2025年 7月15日			第65期 自 2025年 7月16日 至 2026年 7月15日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	8,625,141円	費用控除後の配当等収益額	A	34,619,229円
費用控除後・繰越欠損金補填後のB		25,278,119,506円	費用控除後・繰越欠損金補填後のB		11,341,767,994円
有価証券売買等損益額			有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	22,744,724,275円	収益調整金額	C	52,780,297,666円
分配準備積立金額	D	8,853,098,264円	分配準備積立金額	D	26,027,541,576円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	56,884,567,186円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,184,226,465円
当ファンドの期末残存口数	F	94,088,673,025口	当ファンドの期末残存口数	F	114,687,142,255口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,045.82円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,863.46円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	第64期 自 2024年 7月17日 至 2025年 7月15日	第65期 自 2025年 7月16日 至 2026年 7月15日
1.金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク（価格変動リスク、金利リスク、為替リスク）、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場	同左

	合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク 構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。 ・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	第64期 自　2024年 7月17日 至　2025年 7月15日	第65期 自　2025年 7月16日 至　2026年 7月15日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （2）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 （3）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 同左 （2）デリバティブ取引 同左 （3）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
4.金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が１年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第64期（2025年 7月15日現在）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	32,549,911,708
投資証券	31,412
合計	32,549,943,120

第65期（2026年 7月15日現在）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	26,137,273,178
投資証券	127,153
合計	26,137,400,331

（デリバティブ取引等に関する注記）
１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連
第64期（2025年 7月15日現在）

区分	種　類	契約額等（円）	うち1年超	時　価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	1,778,812,651	－	1,798,685,624	19,872,973
	米ドル	1,778,812,651	－	1,798,685,624	19,872,973
	売建	142,492,015,916	－	145,634,615,159	△3,142,599,243
	米ドル	142,492,015,916	－	145,634,615,159	△3,142,599,243
合計		144,270,828,567	－	147,433,300,783	△3,122,726,270

第65期（2026年 7月15日現在）

区分	種　類	契約額等（円）	うち1年超	時　価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	86,376,529,451	－	87,606,629,430	1,230,099,979
	米ドル	86,376,529,451	－	87,606,629,430	1,230,099,979
	売建	282,097,144,342	－	290,128,281,343	△8,031,137,001
	米ドル	282,097,144,342	－	290,128,281,343	△8,031,137,001
合計		368,473,673,793	－	377,734,910,773	△6,801,037,022

（注）時価の算定方法
・為替予約取引
1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
（１）予約為替の受渡日（以下、当該日という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
（２）当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
①当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。
②当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

	第64期（2025年 7月15日現在）	第65期（2026年 7月15日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.5471円 （15,471円）	1.7863円 （17,863円）

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】
第１　有価証券明細表
①　株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額（口）	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ピクテ（ＣＨ）プレシャス・メタル・ファンドー フィジカル・ゴールド　クラスＩ　ＵＳＤ	3,213,159.1164	1,260,008,215.90	
	米ドル 小計		3,213,159.1164	1,260,008,215.90 (204,335,532,372)	
投資信託受益証券小計			3,213,159.1164	204,335,532,372 (204,335,532,372)	
投資証券	円	ピクテーショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ クラスＩ	246.5783	24,830,686	
投資証券小計			246.5783	24,830,686	
合計			3,213,405.6947	204,360,363,058 (204,335,532,372)	

（注）
1．各通貨毎の小計欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券　1銘柄	100.0%	100.0%

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

＜参考情報＞

ファンドは、スイス籍の外国投資信託である「ピクテ(ＣＨ)プレシャス･メタル･ファンド - フィジカル･ゴールド」のクラスＩ USD受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同受益証券です。また、ファンドはルクセンブルグ籍の外国投資法人である「ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ」のクラスＩ投資証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同投資証券です。これら外国投資信託および外国投資法人の状況は次のとおりです。なお、記載された情報は監査対象外です。

「ピクテ(ＣＨ)プレシャス・メタル・ファンド - フィジカル・ゴールド」の状況

当投資信託は、スイスの法律に基づき設立された外国投資信託であります。当投資信託は、2026年３月31日付で、スイスにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した中間財務書類が作成されております。中間計算期間末のため独立監査人による中間財務書類の監査は受けておりません。以下の「純資産計算書(時価)」、「損益計算書」および「資産明細表」は、原文の財務書類から委託会社が抜粋･翻訳したものであり、「ピクテ(ＣＨ)プレシャス･メタル･ファンド - フィジカル･ゴールド　クラスＩ USD受益証券」を含むすべてのクラスが対象となっております。

ピクテ(ＣＨ)プレシャス・メタル・ファンド - フィジカル・ゴールド

純資産計算書(時価)

	2026年３月31日 (単位：米ドル)	2025年９月30日 (単位：米ドル)
銀行預入：		
－ 要求払預金	4,671,160.89	1,770,005.84
その他の投資	13,819,143,055.46	8,938,055,581.05
金融派生商品		
－ 為替予約取引	−2,970,451.38	35,320.45
その他の資産	6,562,245.91	−1,694,781.80
総資産	13,827,406,010.88	8,938,166,125.54
控除：		
銀行当座借越	0.01	273,443.12
その他債務	2,871,511.33	1,586,510.71
純資産	13,824,534,499.54	8,936,306,171.71

損益計算書

	自　2025年10月１日 至　2026年３月31日 （単位：米ドル）	自　2024年10月１日 至　2025年９月30日 （単位：米ドル）
受取利息	6,864.00	57,166.31
有価証券からの収益（内訳）：		
受益権発行に係る調整金	-2,282,603.72	-4,567,510.81
収益合計	-2,275,739.72	-4,510,344.50
費用：		
支払利息(ショート・ポジション)	100,162.44	80,953.30
監査報酬	6,617.68	15,482.85
投資信託約款に基づく以下への報酬：		
- 管理報酬	1,250,159.03	1,174,692.43
- 保管受託銀行報酬	3,034,082.15	2,830,788.37
- 投資運用報酬		
I 受益証券	7,382,283.60	6,373,642.96
HI 受益証券	46,820.93	65,125.94
J 受益証券	286,519.69	382,946.35
P 受益証券	1,182,529.34	1,395,524.99
HP CHF 受益証券	86,754.85	89,622.37
HP EUR 受益証券	38,761.27	32,164.96
R 受益証券	699,917.19	897,455.71
その他の費用	-	182,886.37
受益証券買戻しに係る支払当期利益	-753,088.05	-1,205,524.06
費用合計	13,361,520.12	12,315,762.54
純損益	-15,637,259.84	-16,826,107.04
実現売買損益	146,958,158.16	258,750,426.19
実現損益	131,320,898.32	241,924,319.15
未実現純損益(変動)	1,764,722,377.18	2,197,978,628.50
損益合計	1,896,043,275.50	2,439,902,947.65

資産明細表

項目	2025年 ９月30日 現在合計	購入	売却	2026年 ３月31日 現在合計	通貨	時価 （単位：米ドル）	総資産に 対する 比率(%)
銀行預入							
- 要求払預金							
CHF					CHF	1,882,183.84	0.01
CNY					CNY	141,699.07	0.00
EUR					EUR	422,893.32	0.00
HKD					HKD	174,292.24	0.00
JPY					JPY	841,881.40	0.01
SGD					SGD	135,842.44	0.00
USD					USD	1,072,368.58	0.01
要求払預金合計						**4,671,160.89**	**0.03**
銀行預金合計						**4,671,160.89**	**0.03**
銀行当座借越							
CNH					CNH	-0.01	0.00
銀行当座借越合計						**-0.01**	**0.00**
その他の投資							
貴金属							
金（1kgバー 999.9）	3,021,698.00	22,501,747.00	21,363,861.00	4,159,584.00	USD	616,291,827.05	4.46
金（12.5kgバー 995以上）	69,653,545.00	19,457,435.00	-	89,110,980.00	USD	13,202,851,228.41	95.48
その他の投資合計						**13,819,143,055.46**	**99.94**

「ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ」の状況

当投資法人は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国投資法人であります。当投資法人は、2026年３月31日付で、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した中間財務書類が作成されております。中間計算期間末のため独立監査人による財務書類の監査は受けておりません。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」は、原文の中間財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであり、「ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ」を含むすべてのク

ラスが対象となっております。

ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ

純資産計算書

2026年３月31日現在

（単位：円）

資産	
投資有価証券取得原価	79,779,201,662.00
投資に係る未実現純利益／損失	877,207,387.00
投資有価証券時価評価額	80,656,409,049.00
預金	3,814,000,000.00
未収利息、純額	481,457,206.00
リバースレポ取引による未収利息	161,944.00
スワップ取引に係る未実現純利益	8,327,627.00
リバースレポ取引	5,300,000,000.00
	90,260,355,826.00
負債	
当座借越	2,025,158,060.00
未払管理報酬および投資顧問報酬	3,424,859.00
スワップ取引に係る未払利息	17,607,375.00
未払年次税	2,279,558.00
為替予約取引に係る未実現純損失	901,943,270.00
その他の未払報酬	6,640,380.00
	2,957,053,502.00
2026年３月31日現在純資産合計	**87,303,302,324.00**
2025年９月30日現在純資産合計	**57,308,332,882.00**
2024年９月30日現在純資産合計	**63,815,702,541.00**

運用計算書および純資産変動計算書

2026年３月31日に終了した期間

（単位：円）

期首現在純資産額	**57,308,332,882.00**
収益	
債券利息、純額	589,122,378.00
スワップ取引に係る利息	67,631,800.00
リバースレポ取引による受取利息	54,579,076.00
預金利息	10,211,031.00
	721,544,285.00
費用	
管理報酬および投資顧問報酬	17,099,186.00
保管報酬、銀行手数料および利息	6,727,486.00
専門家報酬、監査費用およびその他の費用	9,722,761.00
サービス報酬	5,980,156.00
年次税	3,409,001.00
取引費用	640,039.00
スワップ取引に係る支払利息	75,751,829.00
	119,330,458.00
投資純利益／損失	**602,213,827.00**
実現純利益／損失:	
－ 投資有価証券売却	2,587,658,599.00
－ 為替取引	−66,370,904.00
－ 為替予約取引	−3,049,050,600.00
	74,450,922.00
以下に係る未実現純評価利益／損失の変動：	
－ 投資有価証券	−479,492,156.00
－ 為替予約取引	527,837,897.00
－ スワップ取引	2,965,307.00
運用による純資産の増加／減少	125,761,970.00
投資証券発行手取額	71,398,570,570.00
投資証券買戻費用	−41,528,951,166.00
支払分配金	−411,932.00

期間末現在純資産額	87,303,302,324.00

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2026年３月31日現在

（単位：円）

銘柄	通貨	額面	時価	純資産に対する比率(%)
Ⅰ．公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
債券				
オーストラリア				
0.375% WESTPAC BANKING 19/26 -SR-S	EUR	5,000,000.00	914,574,633.00	1.05
1.125% TELSTRA 16/26 -SR-	EUR	3,382,000.00	618,263,418.00	0.71
5.20% WESTPAC BANK 24/26 -SR-	USD	1,910,000.00	304,876,125.00	0.35
			1,837,714,176.00	**2.11**
カナダ				
0.05% RBC TORONTO 19/26 -SR-	EUR	4,000,000.00	728,202,512.00	0.83
1.782% HSBC CANADA 21/26 -SR-	CAD	10,000,000.00	1,144,955,533.00	1.31
2.25% PROVINCE ONTARIO 22/26 -SR-	GBP	1,212,000.00	254,511,342.00	0.29
3.25% TORONTO DOMINION BANK 22/26 -SR-S	EUR	4,000,000.00	732,223,941.00	0.84
			2,859,893,328.00	**3.27**
フィンランド				
0.375% NORDEA BANK 19/26 -SR-S	EUR	2,900,000.00	528,912,686.00	0.61
			528,912,686.00	**0.61**
フランス				
0.875% L'OREAL 22/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	547,013,369.00	0.63
			547,013,369.00	**0.63**
ドイツ				
3.125% DEUTSCHE BAHN FINANZ 13/26 SR-S	GBP	2,536,000.00	531,919,786.00	0.61
			531,919,786.00	**0.61**
日本				
0.30% JAPAN 24/26 -SR-	JPY	1,500,000,000.00	1,499,430,000.00	1.72
1.125% JAPAN FINANCE ORGANISATION FOR MUNICIPALITIES 21/26 -SR-S	USD	1,000,000.00	159,295,117.00	0.18
			1,658,725,117.00	**1.90**
オランダ				
FRNM-BENZ INTL F 24/26 -SR-	EUR	1,400,000.00	256,084,976.00	0.29
0.875% ENEXIS HOLDING 16/26 -SR-	EUR	5,000,000.00	913,516,050.00	1.05
3.375% PACCAR FINANCE EUROPE 23/26 -SR-	EUR	7,200,000.00	1,318,366,173.00	1.51
4.625% TOYOTA MOTOR FINANCE NETHERLANDS 22/26 -SR-	GBP	2,928,000.00	616,470,845.00	0.71
5.25% ABN AMRO BANK 23/26 -SR-	GBP	9,200,000.00	1,938,668,324.00	2.23
5.625% MERCEDES-BENZ 23/26 -SR-	GBP	900,000.00	190,264,863.00	0.22
			5,233,371,231.00	**6.01**
シンガポール				
1.25% UNITED OVS BANK 21/26 -SR-S	USD	5,000,000.00	796,730,823.00	0.91
			796,730,823.00	**0.91**
スペイン				
0.913% SANTANDER CONSUMER FINANCE 23/26 -SR-	JPY	200,000,000.00	199,710,952.00	0.23
			199,710,952.00	**0.23**
スウェーデン				
FRNVOLVO TREASURY 24/26 -SR-	EUR	6,000,000.00	1,097,746,230.00	1.26
4.75% VOLVO TREASURY 22/26 -SR-S	GBP	1,000,000.00	210,575,470.00	0.24
			1,308,321,700.00	**1.50**
スイス				
0.00% PFB SCHWEIZ. HYPOTEKARINST. 22/26 -SR-	CHF	2,000,000.00	398,822,558.00	0.46
0.00% ZUERCHER KANTONAL BANK 21/26 -SR-	EUR	2,675,000.00	487,971,237.00	0.56
			886,793,795.00	**1.02**
イギリス				
FRNMITSUBISHI HC CAPITAL 24/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	548,905,595.00	0.63
0.01% UBS 21/26 -SR-	EUR	6,000,000.00	1,097,489,560.00	1.26
1.50% CREDIT SUISSE LONDON 16/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	548,634,455.00	0.63

1.50% UNILEVER 19/26 SR T1 -S-	GBP	4,500,000.00	939,237,459.00	1.08
1.75% DIAGEO FINANCE 19/26 -SR-S	GBP	3,000,000.00	622,236,693.00	0.71
4.625% CLYDESDALE BANK 12/26 -SR-	GBP	3,000,000.00	632,036,026.00	0.72
6.625% NATWEST MARKET 23/26 -SR-	GBP	6,533,000.00	1,381,629,678.00	1.58
			5,770,169,466.00	**6.61**
アメリカ合衆国				
0.173% BERKSHIRE HATHAWAY 21/26 -SR-	JPY	100,000,000.00	99,964,109.00	0.11
1.05% JOHN DEERE CAPITAL 21/26 -SR-	USD	1,010,000.00	160,154,045.00	0.18
2.625% PEPSICO 14/26 -SR-	EUR	5,450,000.00	996,933,065.00	1.14
4.45% TOYOTA MOTOR CREDIT 23/26 -SR-	USD	1,002,000.00	159,917,053.00	0.18
5.72% CATERPILLAR FINANCIAL SERVICES 23/26 -SR-	GBP	5,320,000.00	1,125,266,752.00	1.29
			2,542,235,024.00	**2.90**
合計Ⅰ.			**24,701,511,453.00**	**28.31**
Ⅱ. その他の譲渡性のある有価証券				
債券				
カナダ				
1.63% JOHN DEERE FINANCIAL 21/26 -SR-	CAD	4,000,000.00	458,327,273.00	0.52
1.926% NATIONAL BANK CANADA 21/26 -SR-	CAD	3,000,000.00	343,746,253.00	0.39
5.14% MERCEDES-BENZ FINANCE CANADA 23/26 -SR-	CAD	4,000,000.00	461,226,351.00	0.53
			1,263,299,877.00	**1.44**
オランダ				
3.25% BNG BANK 16/26 -SR-	AUD	3,000,000.00	326,336,346.00	0.37
			326,336,346.00	**0.37**
韓国				
0.475% SOUTH KOREA 23/26 -SR-	JPY	1,000,000,000.00	997,480,000.00	1.14
			997,480,000.00	**1.14**
アメリカ合衆国				
0.907% BERKSHIRE HATHAWAY 23/26 -SR-	JPY	770,000,000.00	769,919,797.00	0.88
0.955% BERKSHIRE HATHAWAY 23/26 -SR-	JPY	500,000,000.00	498,936,605.00	0.57
5.18% METLIFE GLOBAL FUNDING I 23/26 -SR-	CAD	3,000,000.00	345,687,263.00	0.40
			1,614,543,665.00	**1.85**
合計Ⅱ.			**4,201,659,888.00**	**4.80**
Ⅲ. 短期金融商品				
短期金融商品				
オーストラリア				
C. PAP. ING BANK AU 14/05/26	USD	3,000,000.00	476,462,931.00	0.55
C. PAP. TELSTRA GP 01/05/26	USD	3,000,000.00	477,080,642.00	0.55
C. PAP. TELSTRA GP 09/04/26 -SR-	USD	7,000,000.00	1,115,885,417.00	1.28
C.PAP. MACQUARIE BANK 24/06/26 -SR-	USD	4,000,000.00	632,650,961.00	0.72
CD MIZUHO BANK SY 03/07/26	USD	3,000,000.00	473,874,860.00	0.54
CD MUFG BANK 10/06/26 -SR-	USD	1,500,000.00	237,516,933.00	0.27
			3,413,471,744.00	**3.91**
フランス				
C. PAP. LVMH 27/07/26	EUR	4,000,000.00	726,104,836.00	0.83
C. PAP. SCHNEIDER ELECTRIC 23/06/26 -SR-	EUR	4,000,000.00	727,995,591.00	0.83
			1,454,100,427.00	**1.66**
ドイツ				
C. PAP. DZ BANK 26/08/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	543,644,680.00	0.62
C.PAP. LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG31/03/26 -SR-	EUR	1,000,000.00	182,914,927.00	0.21
CD DZ BANK (UK) 28/05/26 -SR-	EUR	2,000,000.00	364,655,967.00	0.42
			1,091,215,574.00	**1.25**
日本				
TBI JAPAN 06/04/26 -SR-	JPY	500,000,000.00	499,960,280.00	0.57
TBI JAPAN 10/06/26 -SR-	JPY	600,000,000.00	599,115,804.00	0.69
TBI JAPAN 11/05/26 -SR-	JPY	1,100,000,000.00	1,099,141,483.00	1.26
TBI JAPAN 13/04/26 -SR-	JPY	2,500,000,000.00	2,499,456,225.00	2.87
TBI JAPAN 20/04/26 -SR-	JPY	1,850,000,000.00	1,849,340,938.00	2.13
TBI JAPAN 20/05/26 -SR-	JPY	700,000,000.00	699,340,593.00	0.80
TBI JAPAN 20/08/26 -SR-	JPY	700,000,000.00	697,698,645.00	0.80
TBI JAPAN 21/07/26 -SR-	JPY	1,200,000,000.00	1,197,025,932.00	1.37
TBI JAPAN 22/06/26 -SR-	JPY	600,000,000.00	598,913,970.00	0.69
TBI JAPAN 22/06/26 -SR-	JPY	1,000,000,000.00	998,169,610.00	1.14

TBI JAPAN 24/09/26 -SR-	JPY	700,000,000.00	696,906,168.00	0.80
TBI JAPAN 25/05/26 -SR-	JPY	1,000,000,000.00	998,917,620.00	1.14
TBI JAPAN 27/04/26 -SR-	JPY	1,800,000,000.00	1,799,114,184.00	2.06
TBI JAPAN 29/06/26 -SR-	JPY	900,000,000.00	898,155,783.00	1.03
			15,131,257,235.00	**17.35**
オランダ				
C. PAP. LSEG NL 07/04/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	548,584,162.00	0.63
C. PAP. LSEG NL 08/05/26	EUR	1,000,000.00	182,519,331.00	0.21
			731,103,493.00	**0.84**
ニュージーランド				
C. PAP. KIWIBANK 20/05/26 -SR-	USD	4,000,000.00	634,791,978.00	0.73
			634,791,978.00	**0.73**
ノルウェー				
CD DNB BANK 30/06/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	545,899,533.00	0.63
			545,899,533.00	**0.63**
シンガポール				
CD SMTB SG 13/04/26 -SR-	USD	2,000,000.00	318,695,220.00	0.37
CD SMTB SG 23/04/26 -SR-	USD	3,000,000.00	477,532,302.00	0.55
CD SMTB SG 29/04/26	USD	2,000,000.00	318,150,826.00	0.36
TBI SINGAPORE 26/05/26 -SR-	SGD	4,000,000.00	493,431,561.00	0.57
TBI SINGAPORE 28/04/26 -SR-	SGD	6,000,000.00	740,888,965.00	0.85
			2,348,698,874.00	**2.70**
韓国				
CD IBK (UK) 27/07/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	544,695,104.00	0.62
CD NONGHYUP BANK 01/09/26 -SR-	USD	4,000,000.00	638,021,203.00	0.73
CD SHINHAN BANK 25/06/26 -SR-	JPY	1,000,000,000.00	997,482,600.00	1.14
			2,180,198,907.00	**2.49**
スペイン				
C.PAP. BBVA 14/07/26 -SR-	USD	3,000,000.00	473,417,873.00	0.54
			473,417,873.00	**0.54**
スウェーデン				
C. PAP. SWEDBANK 10/11/26 -SR-	EUR	2,000,000.00	360,303,481.00	0.41
C.PAP. SEB 16/07/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	545,213,459.00	0.62
C.PAP. SVENSKA H.B. 17/09/26 -SR-	EUR	2,000,000.00	361,757,406.00	0.41
C.PAP. SWEDBANK 07/07/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	545,563,300.00	0.62
			1,812,837,646.00	**2.06**
スイス				
C.PAP. UBS LONDON 07/07/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	545,582,627.00	0.62
TBI SWITZERLAND 02/04/26 -SR-S '3.8116'	CHF	2,000,000.00	398,862,444.00	0.46
TBI SWITZERLAND 23/04/26 -SR-S 3.8119	CHF	3,200,000.00	638,207,831.00	0.73
TBI SWITZERLAND 30/04/26 -SR-S	CHF	3,500,000.00	698,049,882.00	0.80
TBI SWISS NATIONAL BANK 13/04/26 -SR-	CHF	2,000,000.00	398,875,240.00	0.46
			2,679,578,024.00	**3.07**
アラブ首長国連邦				
CD ADCB 20/05/26 -SR-	USD	3,000,000.00	476,083,277.00	0.55
			476,083,277.00	**0.55**
イギリス				
C. PAP. BARCLAYS BANK 20/04/26 -SR-	EUR	1,000,000.00	182,721,523.00	0.21
C. PAP. DB LONDON 03/09/26	EUR	3,000,000.00	543,442,358.00	0.62
C. PAP. DB LONDON 05/08/26 -SR-	USD	3,000,000.00	472,119,686.00	0.54
C. PAP. LSEG FINANCE 09/04/26	GBP	2,000,000.00	420,808,044.00	0.48
C. PAP. LSEG FINANCE 19/05/26 -SR-	GBP	3,000,000.00	628,452,428.00	0.72
C. PAP. MITS. CORP. FIN 05/06/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	546,629,506.00	0.63
C. PAP. MITSUBISHI HC 15/06/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	546,239,398.00	0.63
C. PAP. NATWEST MARKET 07/10/26 -SR-	EUR	2,000,000.00	361,008,212.00	0.41
C. PAP. TRANS. FOR LONDON 27/04/26	USD	1,000,000.00	159,111,476.00	0.18
CD BANK EAST ASIA 08/04/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	548,546,491.00	0.63
CD BANK EAST ASIA 13/05/26 -SR-	EUR	2,000,000.00	364,900,700.00	0.42
CD BANK EAST ASIA 26/05/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	546,890,434.00	0.63
CD BBVA NY 08/06/26 -SR-	USD	2,000,000.00	319,062,706.00	0.37
CD GS INTERNATIONAL BANK 01/06/26 -SR-	EUR	6,000,000.00	1,093,440,350.00	1.25
CD GS INTERNATIONAL BANK 01/06/26 -SR-	USD	5,000,000.00	792,366,176.00	0.91

CD KEB HANA BANK 07/04/26 -SR-	USD	3,000,000.00	478,354,502.00	0.55
CD KEB HANA BANK 28/07/26	EUR	2,000,000.00	363,049,173.00	0.42
CD MITS. UFJ T & B 13/04/26 -SR-	SEK	30,000,000.00	501,024,186.00	0.57
CD MITS. UFJ T & B 16/04/26 -SR-	USD	2,000,000.00	318,578,233.00	0.36
CD MITS. UFJ T & B 26/06/26	USD	5,000,000.00	790,239,958.00	0.91
CD MITS. UFJ T & B 29/05/26	USD	3,000,000.00	475,607,874.00	0.54
CD MIZUHO BANK UK 15/04/26 -SR-	GBP	2,000,000.00	420,540,365.00	0.48
CD MIZUHO BANK UK 16/06/26 -SR-	GBP	2,000,000.00	417,678,608.00	0.48
CD NATIONAL BANK CA UK 05/11/26 -SR-	EUR	3,000,000.00	540,395,617.00	0.62
CD QATAR NATIONAL BANK 08/04/26	USD	2,000,000.00	318,860,217.00	0.37
CD QATAR NATIONAL BANK 16/04/26	USD	3,000,000.00	477,871,063.00	0.55
CD QATAR NATIONAL BANK 17/06/26 -SR-	USD	3,000,000.00	474,633,683.00	0.54
CD QATAR NATIONAL BANK 27/07/26	USD	2,000,000.00	315,021,451.00	0.36
CD RBC LONDON 11/09/26	EUR	3,000,000.00	543,028,544.00	0.62
CD RBC LONDON 17/11/26 -SR-	EUR	2,000,000.00	360,110,945.00	0.41
CD SHINHAN BANK 11/08/26 -SR-	USD	3,000,000.00	471,800,638.00	0.54
CD SHINHAN BANK UK 16/06/26 -SR-	USD	3,000,000.00	474,687,225.00	0.54
CD TORONTO DOMINION BANK UK 14/01/27	USD	2,000,000.00	309,064,245.00	0.35
CD WOORI BANK (UK) 06/11/26 -SR-	EUR	2,000,000.00	360,171,347.00	0.41
CD WOORI BANK (UK) 26/05/26 -SR-	EUR	5,000,000.00	911,580,746.00	1.04
CD WOORI BK (UK) 18/09/26	EUR	3,000,000.00	542,436,865.00	0.62
			17,390,474,973.00	**19.91**
アメリカ合衆国				
C. PAP. DANAHER 27/05/26 -SR-	EUR	5,000,000.00	911,451,873.00	1.04
CD BBVA NY 18/05/26 -SR-	USD	3,000,000.00	478,656,277.00	0.55
			1,390,108,150.00	**1.59**
合計Ⅲ.			**51,753,237,708.00**	**59.28**
投資有価証券合計			**80,656,409,049.00**	**92.39**
預金			3,814,000,000.00	4.37
当座借越			-2,025,158,060.00	-2.32
その他の純資産			4,858,051,335.00	5.56
純資産合計			**87,303,302,324.00**	**100.00**

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年 7月31日現在です。

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	205,782,388,019円
Ⅱ　負債総額	729,702,576円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	205,052,685,443円
Ⅳ　発行済口数	114,032,370,816口
Ⅴ　1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	17,982円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換について

該当事項はありません。

２　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

３　受益権の譲渡

（1）受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

（2）（1）の申請のある場合には、（1）の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、（1）の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

（3）（1）の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

7　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2026年７月末日現在：２億円

委託会社が発行する株式の総数：20,000株（普通株式：10,000株　Ａ種優先株式：10,000株）

発行済株式総数：1,563株（普通株式：800株　Ａ種優先株式：763株）

最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

①　経営の意思決定機構

株主総会で選任された取締役および監査役で構成される取締役会が設置されています。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を含む企業運営方針を決定し、取締役の職務の執行を監督します。また、取締役会の定めた経営方針・経営計画に基づく業務執行の意思決定（取締役会の専権事項を除く。）を行う機関として、取締役会で選任された経営会議メンバーで構成される経営会議が設置されています。代表取締役は経営会議メンバーの業務を統括し、指揮監督します。

②　投資運用の意思決定機構

運用部門、プロダクト部門およびコンプライアンス部門の代表者を主要メンバーとして構成される投資政策委員会において、投資政策の審議・決定ならびにその運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析します。投資政策委員会において決定された信託財産の投資政策に基づき、運用部門が運用の指図を行います。運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託することまたは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業（非上場有価証券特例仲介等業務）および第二種金融商品取引業を行っています。

2026年７月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです（ただし、マザーファンドを除きます）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	120	4,258,034,971,959
単位型株式投資信託	55	275,949,462,025
合計	175	4,533,984,433,984

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

当社の財務諸表及び中間財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（2025年１月１日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期事業年度の中間会計期間（2026年１月１日から2026年６月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026 年 3 月 13 日

ピクテ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久 保 直 毅

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ・ジャパン株式会社の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 41 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ジャパン株式会社の 2025 年 12 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2026年9月9日

ピクテ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久 保 直 毅

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ・ジャパン株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの第42期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピクテ・ジャパン株式会社の2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。
中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

財務諸表

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第40期 （2024年12月31日現在）	第41期 （2025年12月31日現在）
資産の部			
流動資産			
現金・預金		3,981,558	5,192,885
前払費用		113,778	134,617
未収委託者報酬		4,603,057	6,379,807
未収収益		449,566	548,022
関係会社未収入金		357,088	－
その他		208,806	145,973
流動資産計		9,713,857	12,401,306
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備	※1	637,774	571,917
器具備品	※1	287,731	254,100
有形固定資産合計		925,506	826,018
無形固定資産			
ソフトウェア		1,024	928
無形固定資産合計		1,024	928
投資その他の資産			
投資有価証券		6,112	7,182
長期差入保証金		457,872	460,802
前払年金費用		64,485	305,915
繰延税金資産		758,163	763,676
投資その他の資産合計		1,286,633	1,537,576
固定資産計		2,213,164	2,364,523
資産合計		11,927,021	14,765,830

（単位：千円）

	第40期 （2024年12月31日現在）	第41期 （2025年12月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	41,509	46,324
未払金		
未払手数料	2,596,736	3,791,572
その他未払金	870,205	1,165,653
未払法人税等	78,368	433,597
賞与引当金	761,094	1,065,927
その他	169,568	176,693
流動負債合計	4,517,482	6,679,769
固定負債		
関係会社長期借入金	2,400,000	2,400,000
資産除去債務	143,134	143,134
固定負債合計	2,543,134	2,543,134

負債合計	7,060,616	9,222,903
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金	50,000	50,000
その他利益剰余金	4,613,829	5,289,816
繰越利益剰余金	4,613,829	5,289,816
利益剰余金合計	4,663,829	5,339,816
株主資本合計	4,863,829	5,539,816
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,575	3,110
評価・換算差額等合計	2,575	3,110
純資産合計	4,866,405	5,542,926
負債・純資産合計	11,927,021	14,765,830

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

		第40期 （自　2024年１月１日 至　2024年12月31日）	第41期 （自　2025年１月１日 至　2025年12月31日）
営業収益			
委託者報酬		25,459,296	26,885,007
その他営業収益		1,646,887	1,957,049
営業収益計		27,106,183	28,842,057
営業費用			
支払手数料		15,935,791	17,230,866
広告宣伝費		345,894	219,440
調査費			
調査費		263,552	259,103
委託調査費		3,645,972	3,250,673
委託計算費		500,972	480,284
営業雑経費			
通信費		121,435	128,608
印刷費		116,889	125,217
諸会費		18,382	17,618
図書費		2,249	2,110
諸経費		3,784	1,587
営業費用計		20,954,925	21,715,510
一般管理費			
給料			
役員報酬		89,742	92,244
給料・手当		2,405,723	2,559,389
賞与	※１	433,673	414,110
賞与引当金繰入		619,851	953,742
旅費交通費		107,267	78,603
租税公課		87,827	104,519
不動産賃借料		560,566	556,185

退職給付費用		78,885	△ 34,169
固定資産減価償却費		151,690	152,819
消耗器具備品費		37,668	14,904
人材採用費		47,872	48,971
修繕維持費		52,754	79,057
諸経費		297,958	348,315
一般管理費計		4,971,481	5,368,694
営業利益		1,179,775	1,757,852
営業外収益			
受取利息		4	25
投資有価証券売却益		23	－
受取配当金		335	536
その他		1,737	1,381
営業外収益計		2,100	1,943
営業外費用			
支払利息	※２	57,706	57,548
為替差損		63,739	18,691
その他		2,827	734
営業外費用計		124,272	76,974
経常利益		1,057,603	1,682,821
税引前当期純利益		1,057,603	1,682,821
法人税、住民税及び事業税		247,510	512,423
法人税等調整額		83,550	△ 5,749
法人税等合計額		331,060	506,673
当期純利益		726,542	1,176,147

（３）【株主資本等変動計算書】

第40期(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	4,387,446	4,437,446	4,637,446	1,976	1,976	4,639,422
当期変動額								
剰余金の配当	－	－	△ 500,160	△ 500,160	△ 500,160	－	－	△ 500,160
当期純利益	－	－	726,542	726,542	726,542	－	－	726,542
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	599	599	599
当期変動額合計	－	－	226,382	226,382	226,382	599	599	226,982
当期末残高	200,000	50,000	4,613,829	4,663,829	4,863,829	2,575	2,575	4,866,405

第41期(自　2025年１月１日　至　2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	4,613,829	4,663,829	4,863,829	2,575	2,575	4,866,405
当期変動額								
剰余金の配当	－	－	△ 500,160	△ 500,160	△ 500,160	－	－	△ 500,160
当期純利益	－	－	1,176,147	1,176,147	1,176,147	－	－	1,176,147
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	534	534	534
当期変動額合計	－	－	675,987	675,987	675,987	534	534	676,521
当期末残高	200,000	50,000	5,289,816	5,339,816	5,539,816	3,110	3,110	5,542,926

重要な会計方針

区分	
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(１)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の基準価額に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備10～18年 器具備品２～20年 (２)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。
３．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
４．引当金の計上基準	(１)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (２)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
５．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他報酬により収益を稼得しております。これらには実績報酬が含まれる場合があります。 (１)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年４回、年２回もしくは年１回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務を充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (２)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約に基づき計算期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を一任口座によって年２回もしくは年１回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務を充足されるという前提に基づき、一任口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (３)実績報酬

	実績報酬は、対象となる一任口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は実績報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。 (４)その他報酬 その他報酬は、主として当社がグループ会社に対して提供する役務の対価であります。当該収益は、グループ会社との契約に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の財務諸表等の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会)
・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会)
等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年１月１日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

第40期 (2024年12月31日現在)		第41期 (2025年12月31日現在)	
※１　有形固定資産の減価償却累計額		※１　有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	239,394千円	建物付属設備	305,788千円
器具備品	311,890千円	器具備品	344,498千円

(損益計算書関係)

第40期 自　2024年１月１日 至　2024年12月31日		第41期 自　2025年１月１日 至　2025年12月31日	
※１　従業員及び役員の賞与であります。		※１　従業員及び役員の賞与であります。	
※２　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。		※２　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	
支払利息	57,706千円	支払利息	57,548千円

(株主資本等変動計算書関係)

第40期(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第40期事業年度期首 株式数 (株)	第40期 増加株式数 (株)	第40期 減少株式数 (株)	第40期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				

普通株式	800	－	－	800
Ａ種優先株式	763	－	－	763
合計	1,563	－	－	1,563

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
2024年6月18日	普通株式	256,000	利益剰余金	320,000	2024年3月31日	2024年6月25日
定時株主総会	Ａ種優先株式	244,160		320,000		

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第41期(自　2025年１月１日　至　2025年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第41期事業年度期首株式数（株）	第41期増加株式数（株）	第41期減少株式数（株）	第41期事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	800	－	－	800
Ａ種優先株式	763	－	－	763
合計	1,563	－	－	1,563

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
2025年5月28日	普通株式	256,000	利益剰余金	320,000	2025年3月31日	2025年6月2日
定時株主総会	Ａ種優先株式	244,160		320,000		

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第40期(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)

(借主側)

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	421,323千円
１年超	427,634千円
合計	848,958千円

第41期(自　2025年１月１日　至　2025年12月31日)

(借主側)

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	394,739千円
１年超	32,894千円
合計	427,634千円

（金融商品関係）

第40期（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金（当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等）で運用しております。

（２）金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いを行うので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

関係会社長期借入金は、返済日は最長で決算日後９年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	6,112	6,112	－
資産計	6,112	6,112	－
関係会社長期借入金	2,400,000	2,389,566	△ 10,433
負債計	2,400,000	2,389,566	△ 10,433

（注１）現金・預金、未収委託者報酬及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超
現金・預金	3,981,558	－	－
未収委託者報酬	4,603,057	－	－

（注３）関係会社長期借入金の返済予定額

（千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
関係会社長期借入金	－	－	－	1,200,000	－	1,200,000

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

（千円）

区分	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	6,112	－	6,112
資産計	－	6,112	－	6,112

（2）時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（千円）

区分	レベル１	レベル２	レベル３	合計
関係会社長期借入金	－	2,389,566	－	2,389,566
負債計	－	2,389,566	－	2,389,566

(注１)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は、基準価額で評価しており、市場での取引頻度が高いとは言えず、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

第41期(自　2025年１月１日　至　2025年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

（2）金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いを行うので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

関係会社長期借入金は、返済日は最長で決算日後８年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	7,182	7,182	－
資産計	7,182	7,182	－
関係会社長期借入金	2,400,000	2,327,753	△ 72,246
負債計	2,400,000	2,327,753	△ 72,246

(注１)現金・預金、未収委託者報酬及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注２)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(千円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超
現金・預金	5,192,885	－	－
未収委託者報酬	6,379,807	－	－

(注３)関係会社長期借入金の返済予定額

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
関係会社長期借入金	－	－	1,200,000	－	－	1,200,000

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(１)時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

(千円)

区分	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	7,182	－	7,182
資産計	－	7,182	－	7,182

(２)時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(千円)

区分	レベル１	レベル２	レベル３	合計
関係会社長期借入金	－	2,327,753	－	2,327,753
負債計	－	2,327,753	－	2,327,753

(注１)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は、基準価額で評価しており、市場での取引頻度が高いとは言えず、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第40期(2024年12月31日現在)

１．その他有価証券

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,400	6,112	3,712
	小計	2,400	6,112	3,712
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		2,400	6,112	3,712

２．当期中に売却されたその他有価証券(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)

（千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	123	23	－
合計	123	23	－

第41期(2025年12月31日現在)

１．その他有価証券

（千円）

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,700	7,182	4,482
	小計	2,700	7,182	4,482
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		2,700	7,182	4,482

２．当期中に売却されたその他有価証券(自　2025年１月１日　至　2025年12月31日)

該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

第40期(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第41期(自　2025年１月１日　至　2025年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第40期(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．退職給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

退職給付債務の期首残高	1,459,967
勤務費用	70,597
利息費用	12,663
数理計算上の差異の発生額	△ 15,530
退職給付の支払額	△ 190,797
退職給付債務の期末残高	1,336,900

(２)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

年金資産の期首残高	1,411,446
期待運用収益	14,114
数理計算上の差異の発生額	86,241
事業主からの拠出額	80,381
その他	△ 190,797
年金資産の期末残高	1,401,386

(３)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（千円）

積立型制度の退職給付債務	1,336,900
年金資産	△ 1,401,386
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 64,485

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	（千円）
勤務費用	70,597
利息費用	12,663
期待運用収益	△ 14,114
数理計算上の差異の費用処理額	△ 101,772
退職給付制度に係る退職給付費用	△ 32,625

（5）年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	100.00%
合計	100.00%

(注)年金資産は全て確定給付制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（6）数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　　1.40%

長期期待運用収益率　　1.00%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は111,511千円であります。

第41期(自　2025年１月１日　至　2025年12月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．退職給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
退職給付債務の期首残高	1,336,900
勤務費用	66,395
利息費用	14,638
数理計算上の差異の発生額	△ 32,123
退職給付の支払額	△ 148,206
退職給付債務の期末残高	1,237,605

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
年金資産の期首残高	1,401,388
期待運用収益	14,013
数理計算上の差異の発生額	192,555
事業主からの拠出額	83,769
その他	△ 148,206
年金資産の期末残高	1,543,520

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	（千円）
積立型制度の退職給付債務	1,237,605
年金資産	△ 1,543,520
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 305,915

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	（千円）
勤務費用	66,395
利息費用	14,638
期待運用収益	△ 14,013
数理計算上の差異の費用処理額	△ 224,678
その他	8,362
退職給付制度に係る退職給付費用	△ 149,295

（5）年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	100.00%
合計	100.00%

(注)年金資産は全て確定給付制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（6）数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　　2.30%

長期期待運用収益率　　1.00%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は115,128千円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（千円）

区分	第40期 (2024年12月31日現在)	第41期 (2025年12月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	306,671	227,558
未払事業税否認	9,132	26,582
未確定債務	32,651	48,872
賞与引当金損金算入限度超過額	233,047	327,382
ソフトウェア	97,564	73,084
資産除去債務	27,797	36,761
均し賃料否認	19,602	10,216
その他	32,832	14,591
繰延税金資産小計	759,299	765,049
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	872	1,372
繰延税金負債小計	872	1,372
繰延税金資産合計(純額)	841,977	763,676

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第40期 (2024年12月31日現在)		第41期 (2025年12月31日現在)	
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	1.99%	交際費等永久に損金算入されない項目	1.14%

住民税均等割	0.36%	住民税均等割	0.22%
税額控除	△ 2.12%	税額控除	△ 1.45%
その他	0.46%	その他	△ 0.42%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.30%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.11%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年１月１日から開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が30.62％から31.52％に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

第40期(2024年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

(１)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(２)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

(１)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から５年と見積り、割引率は0％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(２)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	143,134千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－
時の経過による調整額	－
資産除去債務の履行による減少額	－
期末残高	143,134千円

第41期(2025年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

(１)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(２)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

(１)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から５年と見積り、割引率は0％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(２)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	143,134千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－
時の経過による調整額	－
資産除去債務の履行による減少額	－
期末残高	143,134千円

（収益認識関係）

第40期(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	25,459,296	－	25,459,296

運用受託報酬	349,648	－	349,648
その他	1,297,238	－	1,297,238
合計	27,106,183	－	27,106,183

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
注記事項(重要な会計方針)の５.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

第41期(自　2025年１月１日　至　2025年12月31日)
１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	26,885,007	－	26,885,007
運用受託報酬	291,246	－	291,246
その他	1,591,076	74,726	1,665,803
合計	28,767,330	74,726	28,842,057

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
注記事項(重要な会計方針)の５.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等)
第40期(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)
１．セグメント情報
当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報
(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	25,459,296千円	349,648千円	1,297,238千円	27,106,183千円

(２)地域ごとの情報
①　営業収益
本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

②　有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(３)主要な顧客ごとの情報
営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第41期(自　2025年１月１日　至　2025年12月31日)
１．セグメント情報
当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報
(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	26,885,007千円	291,246千円	1,665,803千円	28,842,057千円

(２)地域ごとの情報
①　営業収益
本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引関係)

第40期(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)

１．関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ピクテアセットマネージメントホールディングエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ管理会社	直接100%	資金の提供 役員の兼任	借入金の借入(注１)	－	関係会社長期借入金	2,400,000
							利息の支払(注２)	57,706	未払金	13,086

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメントエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用会社	－	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 管理に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注３)	3,054,699	未払金	249,030
							預け金(注５)	356,061	関係会社未収入金	356,061
同一の親会社を持つ会社	バンクピクテアンドシーエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF90,000,000	銀行	－	管理に関するサービスの提供	配賦経費の支払(注４)	543,895	未払金	131,808

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注２)支払利息については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注３)運用手数料については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注４)配賦経費については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注５)預け金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ピクテ　アンド　シー　グループ　エスシーエー(非上場)

ピクテ　アセット　マネージメント　ホールディング　エスエー(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第41期(自　2025年１月１日　至　2025年12月31日)

１．関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ピクテアセットマネージメントホールディングエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ管理会社	直接100%	資金の提供 役員の兼任	借入金の借入(注１)	－	関係会社長期借入金	2,400,000
							利息の支払(注２)	57,548	未払金	13,086

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメントエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 管理に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払（注３）	2,668,665	未払金	232,425
							配賦経費の支払（注４）	437,121	未払金	433,221
同一の親会社を持つ会社	バンクピクテアンドシーエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF90,000,000	銀行	―	管理に関するサービスの提供	配賦経費の支払（注４）	412,596	未払金	－

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
（注２）支払利息については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
（注３）運用手数料については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
（注４）配賦経費については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
（1）親会社情報
ピクテ　アンド　シー　グループ　エスシーエー(非上場)
ピクテ　アセット　マネージメント　ホールディング　エスエー(非上場)

（2）重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

（１株当たり情報）

第40期 自　2024年１月１日 至　2024年12月31日		第41期 自　2025年１月１日 至　2025年12月31日	
１株当たり純資産額(注１)	5,960,964円84銭	１株当たり純資産額(注１)	6,806,617円23銭
１株当たり当期純利益(注２)	464,838円76銭	１株当たり当期純利益(注２)	752,493円74銭
損益計算書上当期純利益	726,542千円	損益計算書上当期純利益	1,176,147千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	726,542千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	1,176,147千円
差額	―	差額	―
期中平均株式数	1,563株	期中平均株式数	1,563株
普通株式	800株	普通株式	800株
普通株式と同等の株式	763株	普通株式と同等の株式	763株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

（注１）１株当たりの純資産額の計算方法
純資産額から優先株式にかかる資本金の額97,633千円を控除しております。
（注２）Ａ種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、１株当たり当期純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

		第42期中間会計期間末 2026年６月30日
資産の部		
流動資産		
現金・預金		5,328,276
未収委託者報酬		8,298,295
未収収益		681,129
前払費用		396,982
関係会社未収入金		1,241
その他		151,502
流動資産合計		14,857,428
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	※1	538,788
器具備品	※1	218,844
有形固定資産合計		757,633
無形固定資産		880
投資その他の資産		
投資有価証券		8,536
長期差入保証金		460,802
前払年金費用		270,965
繰延税金資産		763,292
投資その他の資産合計		1,503,596
固定資産合計		2,262,109
資産合計		17,119,538
負債の部		
流動負債		
預り金		49,990
未払金		6,401,541
未払法人税等		760,058
賞与引当金		743,748
その他		294,601
流動負債合計		8,249,940
固定負債		
関係会社長期借入金		2,400,000
資産除去債務		143,134
固定負債合計		2,543,134
負債合計		10,793,074
純資産の部		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		50,000
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	6,072,484
利益剰余金合計	6,122,484
株主資本合計	6,322,484
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	3,979
評価・換算差額等合計	3,979
純資産合計	6,326,464
負債純資産合計	17,119,538

（2）中間損益計算書

（単位：千円）

		第42期中間会計期間 自　2026年１月１日 至　2026年６月30日
営業収益		
委託者報酬		17,542,111
その他営業収益		1,425,792
営業収益計		18,967,904
営業費用及び一般管理費	※１	16,655,168
営業利益		2,312,736
営業外収益		1,771
営業外費用	※２	30,857
経常利益		2,283,650
税引前中間純利益		2,283,650
法人税、住民税及び事業税	※３	703,853
中間純利益		1,579,797

（3）中間株主資本等変動計算書

第42期中間会計期間（自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	200,000	50,000	5,289,816	5,339,816	5,539,816	3,110	3,110	5,542,926
当中間期変動額								
剰余金の配当	－	－	△ 797,130	△ 797,130	△ 797,130	－	－	△ 797,130
中間純利益	－	－	1,579,797	1,579,797	1,579,797	－	－	1,579,797
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－	869	869	869
当中間期変動額合計	－	－	782,667	782,667	782,667	869	869	783,537
当中間期末残高	200,000	50,000	6,072,484	6,122,484	6,322,484	3,979	3,979	6,326,464

重要な会計方針

区分	第42期中間会計期間 自　2026年１月１日 至　2026年６月30日
１．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (１)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の基準価額に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備　10～18年 器具備品　２～20年 (２)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。
３．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
４．引当金の計上基準	(１)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (２)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
５．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他報酬により収益を稼得しております。これらには実績報酬が含まれる場合があります。 (１)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年４回、年２回もしくは年１回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (２)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約に基づき計算期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を一任口座によって年２回もしくは年１回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、一任口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (３)実績報酬 実績報酬は、対象となる一任口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は実績報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。 (４)その他報酬 その他報酬は、主として当社がグループ会社に対して提供する役務の対価であります。当該収益は、グループ会社との契約に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

注記事項
(中間貸借対照表関係)

区分	第42期中間会計期間末 (2026年６月30日現在)	
※１　有形固定資産の減価償却累計額	建物付属設備	338,917千円
	器具備品	385,916千円

（中間損益計算書関係）

区分	第42期中間会計期間 自　2026年１月１日 至　2026年６月30日	
※１　減価償却実施額	有形固定資産	74,547千円
	無形固定資産	48千円
※２　営業外費用のうち主要なもの	支払利息	28,537千円
※３　法人税、住民税及び事業税	当中間会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めております。	

（中間株主資本等変動計算書関係）
第42期中間会計期間（自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第42期事業年度期首株式数（株）	第42期中間会計期間増加株式数（株）	第42期中間会計期間減少株式数（株）	第42期中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	800	－	－	800
Ａ種優先株式	763	－	－	763
合計	1,563	－	－	1,563

２．配当に関する事項
（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月8日	普通株式	408,000	利益剰余金	510,000	2026年3月31日	2026年6月8日
	A 種優先株式	389,130		510,000		

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）
（借主側）
第42期中間会計期間（自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
１．ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	230,264千円
１年超	－千円
合計	230,264千円

（金融商品関係）
第42期中間会計期間末（2026年６月30日現在）
１．金融商品の時価等に関する事項
2026年６月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	8,536	8,536	－
資産計	8,536	8,536	－
関係会社長期借入金	2,400,000	2,398,772	△1,227
負債計	2,400,000	2,398,772	△1,227

（注１）現金・預金、未収委託者報酬及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって中間貸借対照表に計上している金融商品

（千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	8,536	－	8,536
資産計	－	8,536	－	8,536

（２）時価をもって中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
関係会社長期借入金	－	2,398,772	－	2,398,772
負債計	－	2,398,772	－	2,398,772

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は、基準価額で評価しており、市場での取引頻度が高いとは言えず、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第42期中間会計期間末（2026年６月30日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

（千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	8,437	2,700	5,737
	小計	8,437	2,700	5,737
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	98	100	△ 1
	小計	98	100	△ 1
合計		8,536	2,800	5,736

（デリバティブ取引関係）

第42期中間会計期間末（2026年６月30日現在）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第42期中間会計期間末（2026年６月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首	143,134千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	－千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
当中間会計期間末残高	143,134千円

（収益認識関係）
第42期中間会計期間（自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（千円）

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	17,542,111	－	17,542,111
運用受託報酬	214,469	－	214,469
その他	1,207,140	4,182	1,211,323
合計	18,963,721	4,182	18,967,904

（セグメント情報等）
１．セグメント情報
第42期中間会計期間（自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報
第42期中間会計期間（自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
（１）製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	17,542,111千円	214,469千円	1,211,323千円	18,967,904千円

（２）地域ごとの情報
①　営業収益
本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90％を超えるため、記載を省略しております。

②　有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報
営業収益の10％以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

第42期中間会計期間 自　2026年１月１日 至　2026年６月30日	
１株当たり純資産額	7,786,038円66銭
１株当たり中間純利益	1,010,747円00銭
中間損益計算書上の中間純利益	1,579,797千円
１株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式にかかる中間純利益	1,579,797千円
差額	－
期中平均株式数	1,563株
普通株式	800株
Ａ種優先株式	763株
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

（注１）１株当たりの純資産額の計算方法
純資産額から優先株式にかかる資本金の額97,633千円を控除しております。
（注２）Ａ種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、１株当たり中間純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、該当する事実はありません。

(2)訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

＜添　付＞

投資信託約款

ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

２．運用方法

(１)投資対象

別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。
指定投資信託証券は、主に金に投資する投資信託および元本の安定性の確保を目的とする投資信託の受益証券または投資証券とします。なお、指定投資信託証券は委託者により適宜見直され、前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

(２)投資態度

①　投資信託証券への投資を通じて、実質的に金に投資します。
②　投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
③　金の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
④　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図ります。
⑤　投資対象とする投資信託証券は、その投資信託において、デリバティブ取引(金融商品取引法第２条第20項に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引による運用が、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、あるいは投資信託に属する資産または負債に係る価格変動等により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的で行われるものを選定します。
⑥　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
②　投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。
③　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
④　同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。また、一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
②　収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第１条　この信託は証券投資信託であり、ピクテ・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第１項、同条第２項および第22条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第２条　委託者は、金5,889万4,987円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による信託終了または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については5,889万4,987口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

②　委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める１円または１口の整数倍の単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金(第４項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、別に定める日においては、原則として受益権の取得申込みを受付けないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

④　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が第36条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)および商品市場(商品先物取引法第２条第９項に規定する商品市場および商品先物取引法第２条第12項に規定する外国商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ．有価証券

ロ．金銭債権(イおよびハに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ．約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．短期社債等

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前２号の証券または証書の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および同条第２項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および同条第２項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第20条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の額について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（予約為替の評価）

第21条　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(投資信託証券の登録の管理)

第23条　信託財産に属する外国投資信託証券については、受託者名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

(混蔵寄託)

第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る買戻しの請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条　委託者は、前条の規定による投資信託証券の買戻し代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条　この信託の計算期間は、毎年７月16日から翌年７月15日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から平成24年１月16日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）
第32条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）
第33条　信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報その他法令により必要とされる書類等の作成、届出、交付、提供に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
③　委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産中から受取ることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
④　前項において信託事務の処理等に要する諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
⑤　第３項において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁します。
⑥　第１項および第２項に掲げる信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託事務の処理等に要する諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額を以下「諸経費」といいます。

（信託報酬等の総額）
第34条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の49の率を乗じて得た額とします。
②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）
第35条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
１．分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）
第36条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償

還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
④　一部解約金(第39条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第39条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、７営業日目から当該受益者に支払います。
⑤　前各項(第２項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)
第37条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)
第38条　受託者は、収益分配金については第36条第１項に規定する支払開始日および第36条第２項に規定する交付開始日までに、償還金については第36条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)
第39条　受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める１口の整数倍の単位(別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については１口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。
②　前項の規定にかかわらず、別に定める日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
⑥　委託者は、金融商品取引所および商品市場等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。
⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第４項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)
第40条　委託者は、第４条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
②　委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)
第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）
第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）
第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）
第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）
第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
②　委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）
第46条　この信託は、委託者が第39条第１項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）
第47条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）
第47条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）
第48条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第49条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　第36条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　平成23年12月28日

委託者　ピクテ・ジャパン株式会社

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

(付表)

１．別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいい、振替受益権または振替投資口を含みます。以下、同じ。)をいいます(設定が予定されているものを含みます)。

イ．スイス籍外国投資信託

ピクテ(ＣＨ)プレシャス・メタル・ファンド - フィジカル・ゴールド　クラスＩ　ＵＳＤ受益証券

(Pictet CH Precious Metals Fund - Physical Gold I USD Units)

ロ．ルクセンブルグ籍外国投資法人

ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ投資証券

(Pictet - Short-Term Money Market JPY I Shares)

ハ．金融商品取引所(金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。)に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券

２．別に定める日

約款第12条第３項および第39条第２項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

イ．スイスの銀行の休業日

ロ．ロンドンの銀行の休業日

ハ．ロンドン証券取引所の午後休業日

ニ．12月24日